

平成31年4月15日

南相馬市農業委員会
4月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 平成31年4月15日(月)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	欠	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	浦 島 英 宣	欠	14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	出
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 本間 健一

3. 出席職員

局長 佐藤 光

主事 平田 幸子

農政課副主査 野地 俊紀

次長 高橋徳比克

主事 米本 一樹

主査 山本 将之

農政課副主査 佐藤毅司

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 1 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 1 5 号 農業経営基盤強化促進事業による買入協議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 1 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 6 報告第 1 7 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 7 報告第 1 8 号 時効取得による所有権移転について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 議案第 4 8 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 1 0 議案第 4 9 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 1 議案第 5 0 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 1 2 議案第 5 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 3 議案第 5 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 4 議案第 5 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 1 5 議案第 5 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)
- 日程第 1 6 議案第 5 5 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 7 議案第 5 6 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 8 議案第 5 7 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(県許可分)

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより平成31年4月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、2番鎌田芳彦委員、4番浦島英宣委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号5番梅村正敏委員、6番西内文夫委員、7番発田栄一委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。3月定例総会以降、本日までの間、特段の報告を要する案件はございませんでした。

議 長 　　次に、日程第3、報告第14号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第4号について事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第14号専決第4号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予の制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した案件が、贈与税納税猶予が1件、不動産取得税徴収猶予が2件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第15号、農業経営基盤強化促進事業による買入協議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の14番委員からの報告を求めます。

14番委員 　　報告第15号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。この案件は、去る3月7日に開催され、不調に終わった所有権移転調整

会議を受けて、市に対し買入協議の要請を行い開催されたものです。内容としては、去る3月27日午前10時5分より、南相馬市役所北庁舎1階会議室において、出し手申出人兼代理人、福島県農業公社より担当者1名、調整委員、私と15番委員の2名、市農政課を含めた事務局3名により開催いたしました。協議内容についてですが、出し手側から前回の会議後、熟考し会議の結果を真摯に受けとめ、10a当たり50万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については10a当たり50万円で、公社が購入することとなりました。売買代金は、案件1が1,004万2,000円となり、公社手数料1%の10万400円を差し引き、支払い額は994万1,600円、案件2が50万4,000円となり公社手数料として1%の5,000円を差し引いて、支払い額は49万9,000円となります。この案件は議案第47号議案書14ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議方よろしく願います。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第5、報告第16号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第16号についてご説明いたします。議案書の7ページから8ページになります。今回6件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第6、報告第17号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第17号についてご説明いたします。議案書の9ページ、整理番号1番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。昭和62年頃から、物置や倉庫が狭くなり、必要に応じて物置等を増築していました。今回、住宅を建て替えるに当たり、土地調査を行ったところ、農地に越境して建物が建築され、また、通路の一部として使用していることが判明したものです。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第7、報告第18号、時効取得による所有権移転についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第18号についてご説明いたします。議案書の10ページから12ページになります。今回、法務局から時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第162条に規定されており農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第8、議案第47号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第47号についてご説明いたします。議案書の13ページから15ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第47号について説明いたします。議案書の13ページから15ページになります。今回、所有権移転が2件、利用権設定が1件となっており、内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料については、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第48号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第48号についてご説明いたします。議案書の16ページから17ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第48号について説明いたします。議案書の16ページから17ページになります。当該計画の概要といたしましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の賃借を行うものとなっております。内容については記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第49号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当

する案件がありますので、申請番号10番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、17番委員には、この間、退席を願います。

暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号10番の説明を求めます。

事務局 議案第49号の申請番号10番についてご説明いたします。議案書の20ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から補足説明があれば発言を願います。6番委員。

6番委員 特に問題はありませんでした。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 17番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から議案第49号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第49号の残り全部について説明いたします。議案書の18ページから21ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号14番についてですが、民事調停にて、農地法第3条手続をする旨の判決が確定していることから、農地法施行規則第10条第1項第2号の規定に基づき、単独での申請となっております。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から補足説明があれば発言を願います。ごさい

ませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 5 0 号、農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 5 0 号についてご説明いたします。議案書の 2 2 ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 5 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 5 1 号についてご説明いたします。議案書の 2 3 ページ、申請番号 1 番及び 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号 1 番については、報告第 1 7 号整理番号 1 番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。現地調査委員、申請番号 1 番について 1 6 番委員。

16番委員 議案第51号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。報告第17号整理番号1番の関連でございます。現地案内図は1ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る4月11日午後4時頃より申請者及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。以上であります。

議長 続きまして、申請番号2番の現地調査委員である2番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 2番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第51号申請番号2番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は2ページです。4月14日12時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取り、調査をいたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、2番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第52号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第52号についてご説明いたします。議案書の24ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第2種農地を貸駐車場として整備するための転用申請です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1について14番委員。

14番委員 議案第52号申請番号1番について報告いたします。案内図は3ページです。4月11日午前9時頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと、申請地を調

査いたしました。申請内容は記載のとおりです。調査事項に基づき調査を行いましたところ、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第53号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第53号についてご説明いたします。議案書の25ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、貸住宅、駐車場等を整備する目的で転用許可を受けましたが、承継人から住宅建築のための土地の譲渡を強く希望されたことから、貸住宅建築を断念し、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、15番委員。

15番委員 議案第53号申請番号1番についての現地調査報告をいたします。現地案内図は4ページです。事業計画どおり遂行できなかった理由につきましては、記載のとおりです。このあとの議案第55号申請番号4番の関連案件でありますので、後ほど報告いたしますので、よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第54号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第54号についてご説明いたします。議案書の26ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、土取場として使用する目的で転用許可を受けておりますが、北側の山林に区画を拡大し、搬出土砂を増産する計画となったことから、期間を延長するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議長 今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、17番委員。

17番委員 議案第54号申請番号1番について現地調査を行いましたので、ご報告申し上げます。案内図は5ページであります。去る4月13日午前9時30分から被設定人立ち会いのもと、聞き取り及び現地調査を行いました。土地の表示、事業計画変更の事由は記載のとおりであります。平成29年11月に、土取りを目的に進入路を設けるために一時転用の事業を行っておりますが、当初予定量の42万㎡のうち既に95%に当たる40万㎡を搬出してあります。今般、さらに150万㎡の追加依頼があり一時転用期間の2年間では搬出が容易でないことから、転用期間を1年間延長して3年間とする申請であります。調査の結果、立地基準、一般基準とも問題ないと判断いたしました。委員各位の慎重審議よろしく申し上げます。以上であります。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第16、議案第55号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第55号についてご説明いたします。議案書の27ページから28ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号2番については、用途地域に店舗、駐車場を建築するための転用申請です。続きまして、申請番号3番については、用途地域に保育園施設を建築する転用申請です。用途として菜園がございますが、保育園において農業を身近で体験させるため、学習を目的としたものになります。用途が菜園である旨を福島県相双農林事務所

へ確認したところ、農地法第3条ではなく、農地法第5条での許可申請になるとの回答でした。続きまして、申請番号4番については、議案第53号申請番号1番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について16番委員。

16番委員 議案第55号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る4月10日午前10時頃より、申請者及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願い申し上げます。以上であります。

議 長 次に、申請番号2番につきまして11番委員。

11番委員 議案第55号申請番号2番について、現地の調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。去る4月13日午前10時より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、この調査は、私は初めてのため、議席番号14番委員に同行していただき、14番委員指導のもと、調査いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号3番につきまして14番委員。

14番委員 議案第55号申請番号3番について報告いたします。案内図は8ページです。4月11日午前10時30分頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと、申請地を調査いたしました。申請内容は記載のとおりです。調査事項に基づき調査を行いました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号4番につきまして15番委員。

15番委員 議案第55号申請番号4番についての現地調査報告をいたします。先ほどの議案第53号申請番号1番の関連案件であります。現地案内図は4ページです。4

月11日午前11時より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。その結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第17、議案第56号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第56号についてご説明いたします。議案書の29ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、常磐自動車道道路工事に伴う工事用通路、表土置場、資材置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から18カ月となっております。続きまして、申請番号2番については、南相馬市発注の道路新設改良工事に伴う、工事用事務所、資材置場、駐車場としての一時転用であり、転用期間は許可日から平成32年3月31日までとなっております。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 　　議案第56号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る4月13日午前10時頃より、設定人及び被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人及び被設定人から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上であります。

議 長 　　続きまして、申請番号2番について、15番委員。

15番委員 　　議案第56号申請番号2番について報告いたします。現地案内図は10ページです。去る4月11日午後3時より、設定人、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。所在、地番、地目、面積、申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしま

した。皆様のご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第57号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第57号についてご説明いたします。議案書の30ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。土砂を採取するための土砂採取場、通路としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番につきまして18番委員。

18番委員 議案第57号申請番号1番について、現地調査を行いましたので報告いたします。去る4月13日午前10時より、代理人の行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は11ページであります。土取り事業のための進入路、駐車場の設置のための一時転用でありまして、周りでは、稲作の作付けされておりましたが、用水・排水路に関しましては、支障はありません。また、隣接地の同意も得ております。事業完了後は、速やかに原状復帰をいたしまして、地主さんに戻す予定でございます。よって、立地基準、一般基準とも、なんら問題なしと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告5件、並びに議案11件、合わせて16件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の4月定例会を閉会とい

たします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

(終了)

閉会 午後2時10分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

平成31年4月15日

議事録署名人(5番・ウメムラ マサトシ)

⑩

議事録署名人(6番・ニシウチ フミオ)

⑩

議事録署名人(7番・ホッタ エイチ)

⑩